特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
10	障害者自立支援給付関係事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、障害者自立支援給付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、この様なリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

障害者自立支援給付関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に 業者の情報保護管理体制を確認し、あわせて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期してい る。

評価実施機関名

中野区長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	障害者自立支援給付関係事務			
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域 生活支援事業の実施に当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ① 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ② 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給 ③ 障害支援区分の認定、変更の認定 ④ 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請、支給決定 ⑤ 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ⑥ 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 ⑦ 高額障害者福祉サービス等給付費の支給申請の受理 ⑥ 他の法令による給付との調整 ⑨ 自立支援医療費の支給、医療受給者証の交付申請の受理、支給決定、支給う認定の変更、申請内容の変更、支給認定の取り消し、審査及び支払い ⑪ 指定自立支援医療機関の選定 ⑪ 医療受給者証の交付、再交付、返還請求 ⑫ 補装具費の支給申請の受理、支給決定 ③ 地域生活支援事業に関する事務			
③システムの名称	中間サーバ 住民情報連携基盤システム 高齢・障害福祉業務管理システム			

2. 特定個人情報ファイル名

自立支援給付関係ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第 一の84の項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令 第60条各号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	法第19条第8号に基づく主務省令第2条の ・行政手続における特定の個人を識別す	「るための番号の利用等に関する法律 第19条第7号及び番号 の表20,42,80,81,125,144,145,146及び155の項 「るための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 条、第19条、第30条、第31条及び第44条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	健康福祉部障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	中野区健康福祉部障害福祉課			
	明不足	〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)		

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

中野区健康福祉部障害福祉課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいでは、いつ時点の計数か		<選択肢>					
		令和7年4月1日 時点					
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満					
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内 情報に関する	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
	項目評価書]	,重点項目評価		価書及ひ 価書及ひ	「重点項目評価書 「全項目評価書 ク対策の詳細が記載
されている。				18 7 10 1 NO 1 NO 1		S S S S S S S S S S S S S S S S S S S
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネ	ットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	を (委託や情報	報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。)	I]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	させる作業 []人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	を遵守している。 住基ネットによるマイナンバ	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的ガイドライン」の次の留意事項			
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部監査	[]外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[]:	全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	・委託先における情報保護管理・委託契約において情報資産の				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	7,8	中野区中野四丁目8番1号	中野区中野四丁目11番19号	事後	
令和7年4月1日	しきい値判断項目の計数日	平成6年4月1日時点	平成7年4月1日時点	事後	
令和7年9月26日	I,13	中間サーバ 住民情報連携基盤システム 福祉総合システム 障害者自立支援給付支払	中間サーバ 住民情報連携基盤システム 高齢・障害福祉業務管理システム	事前	